## 市区町村 統合事例

# ■ 統合事例件数 平成29、30年度の2年間 277件(689校 → 283校)

### 【統合して開校した年度】

- •平成29年度 127件
- •平成30年度 148件
- ・その他(複数年度に渡って計画的に統合した事例) 2件

### 【統合の基本的な形態】

- ・小学校同士の統合 184件
- ・中学校同士の統合 55件
- ・小学校と中学校を統合して義務教育学校を設置 29件
- ・施設一体型の小中一貫校の整備を含む小学校同士又は、 中学校同士の統合 9件

## ■ 統合に伴う通学手段

### 【スクールバスの導入件数】

·統合前 97件 → 統合後 203件

### 【統合後における通学時間が最も長い児童生徒】

- ·小学校 30分以上40分未満 36% 20分以上30分未満 30%
- ·中学校 30分以上40分未満 41% 40分以上50分未満 20%

# ■ 統合における施設や設備の整備について

## 【統合後の学校の設置場所】

- ・統合前の学校のうちの一つの敷地 83%
- ・上記以外の別敷地 17%

### 【統合に伴い実施した施設整備の状況】

- ·新增築 23% ·改修 20%
- ・改修+増築 9% ・特になし 48%

## 【統合に伴い、多額の費用を要したもの、統合前後を比較して 大幅に費用の変動が生じたもの】

・校舎等の新増築、改修、解体 140件

平均 134,241万円

・スクールバスの導入、運行、維持管理 70件

2,274万円 平均

## ■ 統合前後における教職員の人数の変動

【小学校】(2校を統合した場合の平均)

・統合前の教職員数 32.8人 → 統合後の教職員数 25.2人

### 【中学校】(2校を統合した場合の平均)

・統合前の教職員数 35.7人 → 統合後の教職員数 25.7人

# 小中連携教育、小中一貫教育、小中一貫教育制度の関係

小中連携教育

小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中 学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

## 小中一貫教育

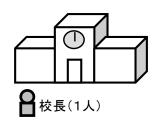
小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、 9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

## ①義務教育学校

・新たな学校種(一つの学校)

⇒一人の校長、 一つの教職員組織

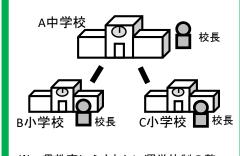
修業年限:9年 (前期課程6年+後期課程3年)



## 小中一貫型小学校 中学校

・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態 ⇒それぞれの学校に校長、教職員組織

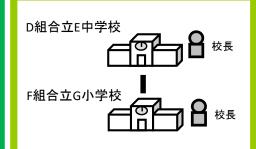
# ②併設型小学校•中学校 (同一の設置者)



※一貫教育にふさわしい運営体制の整 備が要件

例・総合調整を担う校長を定める ・学校運営協議会の合同設置 ・校長等を併任

# ③連携型小学校-中学校 (異なる設置者)



※併設型小・中学校を参考に適切な運 営体制を整備すること

• ※123いずれも施設の形態は問わない。

# 義務教育学校の状況と小中一貫教育を行う学校数

# 義務教育学校

# 学校数

(校)

国立	2
公立	80
私立	_
計	82

# 小中一貫型小学校・中学校(施設形態別)

小学校

(校)

	施設一体型	施設隣接型	施設分離型	その他	計
国立	1	1	1	1	1
公立	68	22	326	3	419
私立	7	_	_	_	7
計	76	22	326	3	427

### 【施設一体型】

小中一貫教育を実施する学校について、校舎の全部が一体的に設置されているもの(複数の校舎が渡り廊下等でつながっているものを含む。)

#### 【施設隣接型】

小中一貫教育を実施する学校について、同一の敷 地または隣接する敷地に、複数の校舎が隣接して設 置されているもの

#### 【施設分離型】

小中一貫教育を実施する学校について、隣接していない異なる敷地に、複数の校舎が分離して設置されているもの(ともに小中一貫教育を実施する同一学校種の校舎が分離して設置されている場合を含む。)

## 【その他】

上記3類型に当てはまらないもの

# 中学校

(校)

	施設一体型	施設隣接型	施設分離型	その他	計
国立	1	_	-	_	1
公立	67	22	154	2	245
私立	7	_	_	_	7
計	75	22	154	2	253

出典: 文部科学省 平成30年度 学校基本調査

# 学校における健康に関する指導について

学校における健康に関する指導は、学校保健、学校安全、学校給食の三領域から構成されており、連携して一体的に取り組まれている。学校だけでは対応が困難な課題等に対応するため、関係者の連携を推進し、学校における健康に関する指導の各分野の連携を一層進めていくことが必要。

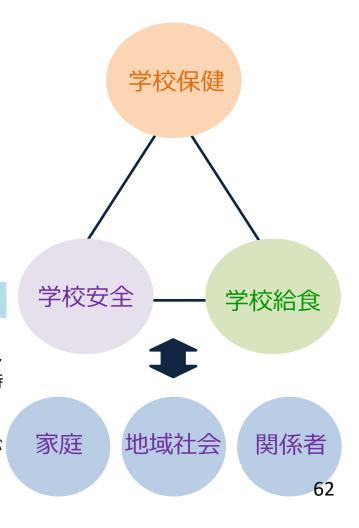
## 小学校学習指導要領(平成29年3月告示)第1章 総則(抄)

- 第1 小学校教育の基本と教育課程の役割
- (3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

## 第3期教育振興基本計画(平成30年6月15日閣議決定)(抄)

(子供の健康や安全を守るための関係者の連携の推進)

○ 昨今の児童生徒をとりまく諸課題の状況等を踏まえると、メンタルヘルス、アレルギー疾患等の健康課題や、自然災害、交通事故、犯罪、国民保護等の非常時の対応等の安全上の課題など、学校だけでは対応が困難な課題が数多くある。教育委員会、首長部局、医師会、歯科医師会、薬剤師会、学校保健会、警察等が連携し、例えば学校保健に関し、児童生徒の健康を守るために関係者が協力して取組を進める仕組みを構築するなど、それぞれが専門性を生かしつつ、組織の壁を越えて学校の課題解決に取り組むことが重要である。



# 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方 改革に関する総合的な方策について(答申)【概要】 (平成31年1月25日中央教育審議会)

## 第1章 学校における働き方改革の目的

- これまでの我が国の学校教育の蓄積はSociety 5.0においても有効であり、浮足立つことなく充実を図る必要。これまで高い成果を挙げてきた我 が国の学校教育を維持・向上させ、持続可能なものとするには、学校における働き方改革が急務。
- '子供のためであればどんな**長時間勤務**も良しとする'という働き方の中で、<u>教師が疲弊</u>していくのであれば、それは'<u>子供のため</u>'<u>にはならない</u>。
  <u>学校における働き方改革の目的</u>は、教師のこれまでの<u>働き方を見直し</u>、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、 **自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うこと**ができるようになること。
- 志ある教師の過労死等の事態は決してあってはならないものであり、そのためにも、学校における働き方改革の実現が必要。
- 学校における働き方改革を進めるに当たっては、**地域と学校の連携・協働や家庭との連携強化**により、学校内外を通じた子供の生活の充実や活性化を図ることが大切。

## 第2章 学校における働き方改革の実現に向けた方向性

- 教員勤務実態調査(平成28年度)においても、小・中学校教師の勤務時間は、10年前の調査と比較しても増加。主な要因は、①若手教師の増加、②総授業時間数の増加、③中学校における部活動指導時間の増加。
- 働き方改革の実現には、文部科学省・教育委員会・管理職等がそれぞれの権限と責任を果たすことが不可欠。特に、文部科学省には、<u>学校と社</u> 会の連携の起点・つなぎ役としての機能を前面に立って果たすことが求められる。
- ※特別支援学校・高等学校については、学校間の多様性などの特徴を踏まえた支援を行うことが重要。
- ※私立学校・国立学校については、固有の存在意義や位置付け、適用される法制の違いなどに配慮した支援が重要。

以下の施策の 一体的な推進が必要

## 第3章 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進

#### 〇 勤務時間管理の徹底と上限ガイドライン

- ・勤務時間管理は、労働法制上、<u>校長や服務監督権者である教育委員会</u>等に求められる責務。さらに今般の労働安全衛生法の改正により<u>その</u> 責務が改めて法令上明確化。
- ・学校現場においては、まず勤務時間管理の徹底が必要。その際、ICTやタイムカードなどにより客観的に把握すること。
- ・文部科学省の作成した<u>上限ガイドライン(月45時間、年360時間等)の実効性を高める</u>ことが重要であり、文部科学省は、その<u>根拠を法令上</u> 規定するなどの工夫を図り、学校現場で確実に遵守されるように取り組むべき。

#### 〇 労働安全衛生管理の必要性

- ・労働安全衛生法に**義務付けられた労働安全衛生管理体制の整備**が求められるほか、義務の課されていない学校においても、可能な限り法令上の義務がある学校に**準じた体制の充実に努める**べき。
- ・特に、ストレスチェックは、全ての学校において適切に実施されるよう、教育委員会の実態を調査し、市町村ごとに実施状況を公表すべき。
- ・産業医の選任義務のない規模の学校に関しては、教育委員会として産業医を選任して域内の学校の教職員の健康管理を行わせる等の工夫により、教職員の健康の確保に努めるべき。

#### 〇 教職員一人一人の働き方に関する意識改革

- ・管理職のマネジメント能力向上や、教職員の勤務時間を意識した働き方の浸透のため、研修の充実を図るべき。
- ・管理職登用等の際にも、教師や子供たちにとって重要なリソースである時間を最も効果的に配分し、可能な限り短い在校等時間で教育の目標を達成する成果を上げられるかどうかの能力や働き方改革への取組状況を適正に評価することが重要。
- ・管理職以外の教職員も含め、**働き方改革の観点を踏まえて人事評価**を実施すべき。
- · 学校評価や教育委員会の自己点検·評価も活用すべき。

### 第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

- これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方を右の表のとおり 整理。
- 業務の明確化・適正化は、社会に対して学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務を削減したりするものではなく、社会との連携を重視・強化するもの。

学校として何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にし、地域や保護者に伝え、理解を得ることが求められる。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、 必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、 負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)	<ul><li> <b>⑨給食時の対応</b> (学級担任と栄養教諭等との連携等)</li></ul>
②放課後から夜間などにおける見回 り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)	10授業準備 (補助的業務へのサポート スタッフの参画等)
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃 (輪番、地域ポランティア等)	①学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
④地域ボランティアとの連絡調整	<b>⑧部活動</b> (部活動指導員等)	①学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)
※その業務の内容に応じて、地方公共団体 や教育委員会、保護者、地域学校協働活 動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。 多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	③進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)
		(多支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)

○ 業務の役割分担・適正化を確実に実施するため、以下の仕組みを構築することが必要。

文部科学省	教育委員会等	学校
<ul> <li>学校における働き方改革の趣旨等をわかりやすくまとめた明確で力強いメッセージの発出</li> <li>関係機関や社会全体に対して何が学校や教師の役割か明確にメッセージを発出するなど、社会と学校との連携の起点・つなぎ役としての役割を前面に立って果たすことを徹底</li> <li>業務改善状況調査を見直し、在校等時間の可視化などを把握の上、市区町村別に公表</li> </ul>	<ul> <li>業務改善方針の策定及びフォローアップ、 ICTの活用推進等の取組を学校や地域の実情に応じて推進</li> <li>学校や地域で発生した業務について、仕分けを実施し、他の主体に対応の要請、教師以外の担い手の確保、スクラップ・アンド・ビル下による負担軽減</li> </ul>	<ul> <li>教職員間で削減する業務を洗い出す機会を設定</li> <li>校長は校内の分担を見直すとともに、自らの権限と責任で学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を大胆に削減</li> </ul>
・今後学校へ新たな業務を付加するような制度改正等の際にはスクラップ・アンド・ビルドの原則を徹底・業務の役割分担・適正化を実施するための条件整備等	・ 学校が保護者や地域住民と教育目標を共有し、理解・協力を得ながら学校運営を行える体制の構築	(例) 夏休み期間の <b>プール指導</b> 、 勝利至上主義の <b>早朝練習の指導</b> 、 内発的な研究意欲がない <u>形式的</u> な研究指定校としての業務、運動会 等の <u>過剰な準備</u> 等

- 代表的な業務については、<u>過去の裁判例(※)等を見ても、学校や教師が法的にその全ての責任を負うものではなく、学校への過剰要求は認め</u> **られない**ことについて、文部科学省がメッセージを発出することが必要。
- ※学校・教師が担うべき安全配慮義務の範囲は、児童生徒の発達段階に応じても異なり、個別の事案ごとに判断されるが、予見可能性がある場合に限られる とした判例や、教師に責任があるとしたうえで、両親も監督義務を怠ったとして連帯して責任を負うとした判例がある。
- 学校が作成する計画等についても、個別の計画を詳細に作成するのではなく、**複数の計画を一つにまとめて体系的に作成**するなど、文部科学省は 真に効果的な計画の在り方について示すべき。
- 教育課程の編成・実施においても、**総合的な学習の時間の一定割合は、学校外での学習について授業として位置づけ**られるようにすることや、学習評価において、**指導要録の大幅な簡素化などといった、大胆な見直し**を行うことが必要。

## 第5章 学校の組織運営体制の在り方

- 学校が組織として効果的に運営されるために、主に以下の取組が必要。
  - ・校長や副校長・教頭に加え、**主幹教諭、指導教諭、事務職員等のミドルリーダーがリーダーシップを発揮**できる組織運営。
  - ・ミドルリーダーが若手の教師を支援・指導できるような環境整備。
  - ・事務職員やサポートスタッフ等との役割分担や、事務職員の質の向上、**学校事務の適正化と事務処理の効率化**。

## 第6章 教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革

#### 〇 給特法の今後の在り方

- ・給特法の誤解の下で勤務時間管理の意識が希薄化し、時間外勤務縮減の取組が進まない実態。この点については、上限ガイドラインにおいて、 超勤4項目以外の業務のための時間についても勤務時間管理の対象とし、その縮減を図ることが必要。
- ・教師は、子供たちの発達段階に応じて、言語や指導方法を場面ごとに選択しながら教育活動に当たらなくてはならないという、専門職としての専門性とも言える**教師の職務の特徴を踏まえた検討が必要**。
- ・給特法を見直して労基法を原則とすべき、という意見に対して、**教育の成果は必ずしも勤務時間の長さのみに基づくものではなく**、人確法も含めた教師の給与制度も考慮した場合、**必ずしも教師の処遇改善にはつながらない**、との懸念。
- ・教師の専門性や職務の特徴を認識した上で検討した場合、超勤4項目の廃止や36協定を要するとすることは、現状を追認する結果になり、<u>働</u>き方の改善につながらない、また、学校において現実的に対応可能ではない。
- ・したがって、給特法の基本的な枠組みを前提に、働き方改革を確実に実施する仕組みを確立し成果を出すことが求められる。
- ・なお、教職調整額が「4%」とされていることについては、在校等時間縮減のための施策を総合的に実施することを優先すべきであり、必要に応じ 中長期的な課題として検討すべき。

#### 〇 一年単位の変形労働時間制の導入

- ・かつて行われていた「休日のまとめ取り」のような一定期間に集中した休日の確保は、教職の魅力を高める制度として有効であり、週休日の振替や年次有給休暇に加え、選択肢の一つとして検討。
- ・教師の勤務態様として、授業等を行う期間と長期休業期間とで繁閑の差が実際に存在していることから、地方公共団体の条例やそれに基づく規則等に基づき、適用できるよう法制度上措置すべき。
- ・ <u>導入の前提として、文部科学省等は①長期休業期間中の部活動指導時間の縮減や大会の在り方の見直しの検討要請、研修の精選等に取り組むべき、②学期中の勤務が現在より長時間化しないようにすることが必要</u>であり、所定の勤務時間を延長した日に授業時間や児童生徒の活動時間を延長することがあってはならない、③**育児や介護等の事情により配慮が必要な教師には適用しない選択も確保**できるよう措置すべき。

#### 〇 中長期的な検討

・労働法制や教師の専門性の在り方、公務員法制の動向も踏まえつつ、教師に関する労働環境について給特法や教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律といった法制的な枠組みを含め、必要に応じて中長期的に検討。

## 第7章 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備

### ○ 教職員及び専門スタッフ等、学校指導·運営体制の効果的な強化·充実

- ・小学校の英語専科を担当する教師の充実や、中学校の生徒指導を担当する教師の充実、通級による指導や日本語指導のための教員定数の義務標準法に基づく着実な改善をはじめとする学校指導体制の充実
- ・校長や副校長・教頭等の事務関係業務の軽減に有効な、共同学校事務 体制の強化のための事務職員の充実
- ・平成31年度までのスクールカウンセラーの全公立小中学校配置及びスクールソーシャルワーカーの全中学校区配置並びに課題を抱える学校への重点配置、質の向上及び常勤化に向けた調査研究
- ・部活動ガイドラインの遵守を条件とした部活動指導員の配置促進
- ・多様なニーズのある児童生徒に応じた指導等の支援スタッフ、授業準備や 学習評価等の補助業務を担うサポートスタッフ、理科の観察実験補助員の 配置促進
- ・スクールロイヤーの活用促進

等

#### O勤務時間管理の適正化や業務改善・効率化への支援

- 〇以下のような実態が文部科学省の調査により明らか。
- ・登下校の対応などについて地域人材の協力体制整備が不十分
- ・都道府県単位で共通の校務支援システムの導入が必要
- ・業務改善方針等の策定や学校宛ての調査・照会の精選などに ついて市区町村での取組が不十分
- ・部活動数の適正化や地域クラブとの連携が一層必要
- ・学校給食費や学校徴収金の公会計化が不十分
- ○これに関し、文部科学省は以下の取組を推進すべき。
- ・業務削減時間を示した好事例展開
- ・関係者の共通理解・協力を得ながら取り組むためのポイントや具体的なプロセスを示す
- ・専門家や地方公共団体の担当者、文部科学省職員が教育委員会や学校を訪問しアドバイスする 等

### 〇 今後さらに検討を要する事項

- ・小学校の教科担任制の充実、年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方の見直し
- ・免許更新制がより教師の資質能力向上に実質的に資するようにするなど養成・免許・採用・研修全般にわたる改善・見直し
- ・新時代の学びにおける先端技術の効果的な活用 ・教育的観点からの小規模校の在り方の検討
- ·**人事委員会等の効果的な活用**方法の検討

箬

## 第8章 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等

- 文部科学省は、業務改善状況調査等を通じて、**学校における働き方改革の進展状況を市区町村ごとに把握し、公表する**ことで、各地域の取組 を促すべき。
- また、教員勤務実態調査(平成28年度)と比較できる形で、**3年後を目途に勤務実態の調査を行う**べき。

今回の学校における働き方改革は,我々の社会が,**子供たちを最前線で支える教師たちがこれからも自らの時間を犠牲にして長時間勤務を** 続けていくことを望むのか,心身ともに健康にその専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていくことを望むのか,その選択 が問われている。

学校における働き方改革に関する総合的な方策パッケージ工程表 国の動き 地方の動き 2018年 2019年 2020年 2021年 22・23年 夏 12月 4月 4月 4月 夏 1月 12月 通 小学校新学習指導 中学校新学習指 中教審審議 勤務 申 全体 知 要領全面実施 導要領全面実施 実態 業務改善 調査 業務改善 業務改善 状況調査 状況調査 状況調査 英語専科を担当する教師など, 学校指導体制の充実 財 政 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、スクールサポートスタッフなど、多様なスタッフの配置促進 圕 事例紹介 事例紹介 事例紹介 モデル事業 文部科学省の 通 制度的工夫の検討 ガイドライン検討 知 規則等が表現を定める 修 自治体において 自治体において規則等で上限を定めることの検討 規則等で上限を規定 正 勤務時間を客観的に把握する仕組の導入 結果を反映 学校管理規則 規則改正 役割分担の見直し 管理規則標準職務モデル案提示 の検討 学期中の平日の業務改善に係る取組の実施 【具体例】 留守番電話の設置 ・統合型校務支援システム活用による業務軽減 ・調査の精選 ・業務アシスタントの配置 ・学校行事の見直し 務分担 ・休み時間, 校内清掃等の役割分担・適正化 学校給食費公会計化ガイドライン策定 学校給食費の公会計化 業務 部活動ガイドライン ガイドラインを踏まえた部活動の見直し 策定 改 総合的な学習の時間での校外学 総合的な学習の時間の一定割合について、学校外での学 習の明確化通知 習を授業として位置づけることの検討 夏季休業中の 長期休業期間中の業務圧縮に 夏季休業 業務の検証 向けた取組の実施 結果を反 中の業務 大会主催 研修の見直し 呼びかけによる の圧縮 者への ・部活動の大会の見直し 等 検討 呼びかけ 時間制 変形労働 一年単位の 自治体の判断に基 具体的な 一年単位の 制度改正 づき条例改正等の 変形労働の 変形労働時間制実施 制度改正 在り方の確定 課検討 今後の (教育課程, 中教審等で検討の上、結論の出たものから制度改正、実施 免許, 研修等) -68

## 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン【概要】

## 〇趣旨

限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教師が自らの授業を磨くとともにその人間性や創造性を高め、<u>児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行う</u>ことをできる状況を作り出すことを目指して進められている「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として制定するもの。

### 〇対象者

給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員

※義務教育諸学校等:小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園

教育職員:校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員 ※事務職員等については、「36協定」の中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用される。

## 〇本ガイドラインにおける「勤務時間」の考え方

「<u>超勤4項目」以外の自主的・自発的な勤務も含め</u>、外形的に把握することができる <u>在校時間を対象とすることを基本</u>とする (所定の勤務時間外に自発的に行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除く)。

校外での勤務についても、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間について外形的に把握し、これらを合わせて「在校等時間」として、本ガイドラインにおける「勤務時間」とする(休憩時間を除く)。

### 〇上限の目安時間

- ①1か月の在校等時間について、超過勤務45時間以内 ②1年間の在校等時間について、超過勤務360時間以内
  - ※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、1か月の超過勤務100時間未満、1年間の超過 <u>勤務720時間以内</u>(連続する複数月の平均超過勤務80時間以内、かつ、超過勤務45時間超の月は年間6カ月まで)

### 〇実効性の担保

・<u>教育委員会は、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を策定</u>し、実施状況について把握し、必要な取組 を実施。上限を超えた場合、事後的に検証。

等

・文部科学省は、各教育委員会の取組の状況を把握し、公表。

### 〇留意事項

- ・実施に当たっては、<u>在校時間はICTの活用やタイムカード等により客観的に計測</u>し、<u>校外の時間についても、できる限り客観的な方法により計測</u>する。
- ・上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、<u>実際より短い虚偽の時間を記録に残したり、残させたりするようなことが</u>あってはならない。
- ・中教審の答申において、<u>本ガイドラインの実効性を高めるため</u>、その<u>根拠を法令上規定するなどの工夫を図るべき</u>と提言されており、文部科学省として更に検討。 第69

# 近年の主な制度改革等

年		概要			
		教育制度関係	教育課程関係	教職員関係	
昭和	51年		研究開発学校制度の導入		
	52•53年		学習指導要領改訂(ゆとりある充実した学校生活の実現=学習負担の適正化)		
	63年	単位制高等学校の導入(定時制・通信制) (平成5年からは全日制でも導入)		専修免許状の創設、特別免許状の制度の 創設、特別非常勤講師制度の創設、教職 課程の見直し(専門教育科目の充実等)	
平成	元年		学習指導要領改訂(社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成)		
	6年	総合学科高校の制度化			
	10年		学習指導要領改訂(基礎・基本を確実に 身に付けさせ、自ら学び自ら考える力など の「生きる力」の育成)	教職課程の見直し(カリキュラムの柔軟化、 教職に関する科目の充実等)、特別免許 状の改善(対象教科の拡大、有効期限の 延長)	
	11年	中高一貫教育制度の導入			
	12年	学校評議員制度の導入		高等学校の免許教科の新設(情報、福祉 等)	
	14年			他校種免許状による専科担任制度の拡充、 隣接校種免許状の取得促進、特別免許状 制度の改善(学士要件、有効期限の撤廃)、 免許状の失効等に係る措置の教科	
	15年		学習指導要領一部改正(学習指導要領の ねらいの一層の実現)		
	16年	株式会社立学校の特例(構造改革特区) の導入 学校運営協議会制度の導入			
	17年			栄養教諭の制度化	
	18年	認定こども園制度の創設		特別支援学校教員免許状の創設	
	19年	盲学校、聾学校、養護学校を特別支援学校に一本化 学校評価の導入		70	

年	概要			
	教育制度関係	教育課程関係	教職員関係	
20年		教育課程特例校制度の導入	副校長、主幹教諭、指導教諭の制度化 教職課程の見直し(教育実践演習の創設 等)	
20•21年		学習指導要領改訂(「生きる力」の育成、 基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考 力・判断力・表現力等の育成のバランス)		
21年			教員免許更新制の導入	
26年			更新講習の枠組み及び内容の見直し( <mark>必</mark> 修領域の精選及び選択必修領域の導入)	
27年	地方教育行政制度の改革(新教育長、総合教育会議、教育大綱) 公設民営学校の特例(国家戦略特区)の 導入	学習指導要領一部改正(道徳の「特別の 教科」化)		
28年	小中一貫教育制度の導入		教員の養成・採用・研修一体改革(校長及び教員の資質の向上に関する指標や教員研修計画の全国的整備、十年経験者研修の見直し、教員養成課程に係る科目区分の統合)	
29年	共同学校事務室の制度化 学校運営協議会設置の努力義務化、地域 学校協働活動の制度化		通級指導、外国人児童生徒指導、少人数 指導などのための基礎定数の新設 スクールカウンセラー、スクールソーシャ ルワーカー、部活動指導員の制度化 教職課程の見直し(履修内容の充実等) 教職課程コアカリキュラムの作成	
29・30年		学習指導要領改訂(育成を目指す資質・能力を三つの柱(※)で整理、社会に開かれた教育課程の実現) (※)「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」		
30年				
31年	デジタル教科書の制度化		新たな教職課程の開始 71	